

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	信 木 伸 一
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目			
明治初期和文教科書の生成 — 『本朝文範』を中心に—			
論文審査担当者			
主 査	教 授	竹 村	信 治
審査委員	教 授	山 元	隆 春
審査委員	教 授	間 瀬	茂 夫
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、明治和文教科書の最初期のものである稲垣千穎・松岡太愿編『本朝文範』（上・中巻明治14年11月、下巻明治15年1月刊）が前近代のいかなる言語文化をどのように加工して教材としたかを分析し、そこに日本近代教育草創期における「普通文」創成に向けた営為を見透しつつ、本教科書を前近代から近代にいたる言語文化教育史の内に位置付けたものである。</p> <p>構成は、『本朝文範』出版時の教育政策、国語教科書出版状況ならびに「普通文」をめぐる言論を確認する序に続く、第1章「所収教材概観」、第2章「教材本文の検討」、第3章「教材化1—読むための教科書として」、第4章「教材化2—書くための教科書として」、第5章「『本朝文範』後の展開」、第6章「『普通文』史の中の『本朝文範』」に、研究を総括する結を加えた全8章からなる。</p> <p>第1章「所収教材概観」では、中古文・近世文からなる教材が用途に関わる文種によって選別されている点を指摘し（第1節）、近世期叢書類の利用（第2節）並びに「普通文」の全体像の提示に向けた近世期「文類」（ジャンル）の踏襲と増補（第3節）について、その実体を広範な調査に基づいて明らかにしている。</p> <p>第2章「教材本文の検討」では、近世叢書類から選んだ教材を近世注釈書、原板本で校訂している点を本文比較によって突き止め（第1節）、本文、段落、仮名表記・漢字表記、仮名遣い、句読点にわたる教材本文の整備（第2節）、楫取魚彦『古言梯』による仮名遣いの統一（第3節）を指摘して、『本朝文範』における近世言語文化の加工の実際を具体的に論じている。</p> <p>第3章・第4章では、本文に付された傍記（傍注、符号（「標」）、漢字）の検討から、本教科書が「読むための教科書」「書くための教科書」の2つの意図をもって編纂されたことを析出している。特に、傍記の内の「標」が萩原広道『源氏物語評釋』に倣うものである点、しかし、専ら「読み」を助けるためだった『評釋』のそれが6種の機能に整理、拡張され（第3章）、「書くこと」の指導をも視野に入れたものとなっている点（第4章）などの考察から、そうした教材化にむけた加工が、漢文教養を前提とする漢字意義訓などに前近代の言語文化教育との脈絡を残しつつも、「明治前半にさまざまなかたちで展開した言語的格闘」（イ・ヨンスク『国語という思想』）の一斑としてあり、前近代との言語文化の乖離を前提に「可能性の</p>			

体系」としての言語の「共時的調和」たる「規範」を追求する営み（E・コセリウ『言語変化という問題』）の意義を担い、近代「普通文」追求の萌芽期の一つの形を示していると分析している。

第5章「『本朝文範』後の展開」では、本教科書の編者である稲垣千穎のその後の教科書編集（『和文読本』（明治15年11月）『読本』（明治17年11月））における変容（第1節）、『本朝文範』教材を踏襲した後の読本教科書・作文教科書の改変（第2節）の考察を通して、稲垣個人と明治期国語教科書における「普通文」観の展開を跡づけている。

第6章「「普通文」史の中の『本朝文範』」では、明治17年『日用文鑑』から大正1年中等国語定本』、大正13年『中等作文教本』に及ぶ明治・大正期中学校読本教科書・作文教科書29種における「普通文」観（第1節）、明治15年6月14日『時事新報』記事以降、末松謙澄『日本文論』（明治18～19年）、矢野龍溪『日本文体文字新論』（明治18年）、新保磐次『日本普通文如何』（明治20年）、荻野由之『和文ヲ論ズ』（明治20年）、森田思軒『日本文章の将来』（明治21年）などの「普通文」をめぐる諸言論（第2節）の検討から、『本朝文範』における「普通文」追求の同時代的位相を論じている。

結では、以上を総括して、

- ・『本朝文範』の「普通文」追求は、教材の資源としてあった前近代言語文化の通じがたさへの対処としてあり、その意味で、近代国語教科書の編纂が必然的に要請することであったこと
- ・明治教育制度の草創期で制度による規定が明確でなく「普通文」の形も見えない萌芽期に、『本朝文範』編集で可能だったのは後の「普通文」論のように新たな文体を生み出すことではなく、前近代の言語文化に文章学的な加工（本文校訂、段落、仮名表記・漢字表記、仮名遣い、句読点等）を施すことであったこと
- ・『本朝文範』が想定した書記言語の「規範」は、①正しい言葉遣いで書かれていること、②趣向があること、③格調・情調を保っていること、④書き様に真情が表れていることだったが、①は後の教科書や「普通文」論に引き継がれたものの、②～④は後に「高尚」「輒く解し得べきに非る」として否定されたこと

を指摘して、そこに『本朝文範』における「普通文」追求の位相を認めている。

本研究の意義は主として以下の3点について認めることができる。

1. 一教科書の生成を同時代の言語文化環境および言論との相関において論じることで、教科書史研究を言語文化教育史研究へと開いたこと。
2. 『本朝文範』教材の精緻な分析を通して、前近代と近代との境界での「言語（文化）的格闘」を明瞭に描き出したこと。
3. 明治初年から大正期の「普通文」観（＝口語文）形成に至る間の多元的な「普通文」概念を総覧し、その下での各種教科書編集の実体を明らかにすることで、今後の「普通文」並びに「普通文」教育史の研究環境を整えたこと。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成 28年 8月 10日